

第1号

2006年11月

発行日：2006年11月2日

編集者：塚田 香織



トピックス

・交際費について

平成18年度税制改正で

費用になる交際費が増えました。

本年4月1日以降開始の事業年度から適用されます。

ちょっと体にいい話

メタボリックシンドローム

最近よく聞く“メタボリックシンドローム”という言葉。これは内臓型肥満でさまざまな病気が引き起こされやすくなった状態をいいます。原因はまだ不明な点も多く明らかにされていませんが、生活習慣と遺伝要因によるものと考えられます。これを放置しておく、動脈硬化が進み、心筋梗塞、狭心症、脳梗塞などを誘発する危険があります。

予防としては、

- ・食事は腹八分目
 - ・間食をしない
 - ・味付けは薄味で
 - ・野菜を意識的に摂る
 - ・青魚(いわし、さばなど)を摂る
 - ・適度な運動
 - ・お酒、タバコは控えめに
- などがあります。

日々の生活習慣をちょっと改善するだけで、内臓脂肪を減らして、メタボリックシンドロームを予防することができます。

これから、年末にかけて特にお酒を飲む機会も増えてきますが、すこし気をつけてみてはいかがでしょうか。(塚田 香織)

秋が深まってまいりました

朝夕の涼しさがだんだんと増してきました。朝、窓を開けた瞬間の、凜と張り詰めた冷たい空気は気持ちが引き締まります。関西の紅葉の見頃ももうすぐですね。

この度、お世話になっております皆様へフィネットレポート第1号をお届けいたします。税金についてなど、耳よりの情報を発信していきます。皆様のお役に立てば幸いです。

費用になる交際費が増えました

平成18年度の税制改正で、5,000円以下の飲食関係の交際費が所定の要件をみたせば全額費用になることになりました。

<参考>改正前は中小法人(資本金1億円以下の法人)に限り、交際費400万円までのうち90%が経費となりました。改正後もこの制度は続いています。

内容

<対象> 交際費の金額のうち、社外の者との飲食代で、一人当たり5,000円以下のもの

<時期> 18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます

<要件> 下記事項を記載した書類の保存

記載事項：年月日、金額、店名、所在地、参加取引先等の各氏名・名称とその関係、参加人数

(注)記載事項が多く、面倒に感じられるかもしれませんが、内容に不備があった場合は全額費用とすることができませんのでご注意ください。(中小法人は400万円までのうち90%は費用にできます。)また、領収書に必要事項を記載したもので書類に代用できますが、税務調査の場合は明細を提示する必要があります。

対象となる場合の例

- ・1次会、2次会でそれぞれ1人当たり5,000円以下の場合
- ・懇親会の参加費
- ・1人あたり5,000円以下なら合計金額の上限はありません

対象とならない場合の例

- ・自社の役職員間での飲食代
- ・1人あたり5,000円超の場合は全額が対象になりません
- ・ゴルフ接待したうちの飲食代部分

FiNet

Financial Network

(小林 匠)